

## 資料第4

### 医療観察再抗告事件の処理について

#### 1 申立書受理時の注意事項

##### (1) 再抗告申立ての受理通知

①検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長から再抗告があつたときは、対象者及び付添人（付添人がいないときは保護者）に対し、②対象者、保護者又は付添人から再抗告があつたときは、事件の種別により、検察官（入院又は通院処遇事件の場合）、指定入院医療機関の管理者（退院又は入院継続処遇事件の場合）又は保護観察所の長（処遇終了、通院期間延長又は再入院等処遇事件の場合）に対し、その旨を通知しなければならない（規則99条1項、93条）。記録により原審で通知がされていることを確認し、見当たらないときは直ちに、検察官に対しては検察庁送付簿により、その他の者には簡易書留郵便により、それぞれ通知書を送付し、その旨及び通知年月日を記録表紙裏面等に記載し押印するなどして記録上明らかにしておく。

【留意事項】 法42条1項1号又は61条1項1号の決定により入院している者は、指定入院医療機関の管理者又はその代理人を経由して再抗告申立書を提出することができる（規則99条2項、90条1項）。

##### (2) 再抗告提起期間の起算日、署名のない申立書等については、担当調査官と相談の上、裁判体の指示を受けて処理する。

【留意事項】 ① 抗告は、執行停止の効力がない（法70条2項、69条本文）ため、例えば、入院決定が抗告審で取り消されているときなど、執行停止の有無、身柄の所在などに注意する。

② 対象者について、他の刑事案件が係属しているときには、その手続が優先される（法114条）ことに注意する。

#### 2 付添人の選任

##### (1) 当審における付添人選任照会手続及び原審国選付添人の当審における国選付添人受諾意思の確認は、原裁判所が行うことになっているので、これらが履行されていることを記録により確認し、欠けているものがあれば当審において速やかに行う（付添人選任照会の回答期限は5日程度とする。）。

【留意事項】 法42条の決定（入院、通院、付措置、不適法却下）に関する再抗告事件について、対象者に付添人がないときには、再抗告申立期間（2週間）経過後の申立てであることが明らかなときを除き、付添人を必ず付さなければならない（必要的付添事件、法70条2項、67条本文）。

上記以外の再抗告事件では、付添人を付すかどうかは裁判所の裁量による（任意的付添事件、法30条3項），これには次の規定に係るものがある。

- ① 法40条1項の決定（法42条決定の申立てに対する犯行の否定又は心神喪失・耗弱の否定による却下）
- ② 法51条1項又は2項の決定（退院許可・入院継続確認の申立てに対する決定）
- ③ 法56条1項又は2項の決定（処遇終了・通院期間延長の申立てに対する決定）
- ④ 法61条1項から3項までの決定（通院患者に係る入院の申立てに対する決定）

(2) 必要的付添事件については、次のとおり手続を進める。

① 付添人選任照会の期間内に回答がなかったとき又は私選付添人を付さない旨の回答があったときは、以下の手続をとる（照会後に選任不要であることが明らかになった場合を除く。）。

ア 担当調査官と相談の上、原審の国選付添人を当審の国選付添人として選任するとき（規則38条2項）は、速やかに国選付添人選任の手続を進め、主任裁判官名で国選付添人選任書を作成する。これを、決裁票により、担当調査官の調査を経た上で、裁判体の決裁に付し、主任裁判官の決裁を得る。

イ 上記アのときを除き、速やかに弁護士会に対し、国選付添人の推薦を依頼する。この場合、付添人選任連絡票を作成し、これに原審、原々審の決定写し各1部を添付して、送付簿により事件係に送付する（回答期限は3日程度とする。）。

弁護士会から国選付添人として推薦する弁護士の氏名等が記載された連絡票等が送付されてきたときは、主任裁判官名で同弁護士の国選付添人選任書を作成し、主任裁判官の決裁を得る。

② 国選付添人選任書は、原本を付添人に送付し、写しを記録に編てつとともに、当審記録表紙、刑事事件進行管理プログラムに付添人の氏名等必要事項を記入・入力する。ただし、後記3により、付添人に対し再抗告申立て理由の補充書を差し出しができる旨の書面を送る際に、国選付添人選任書を同封して差し支えない。

③ 付添人が選任されたときは、対象者・保護者（私選付添人を選任した者を除く。）、当該対象者が入院している医療施設の管理者（規則39条）に対し、速やかに付添人の氏名等必要事項を通知し、これを記録上明らかにしておく。

④ なお、私選付添人を選任する旨の回答があったが、付添人となる弁護士を

指定していない場合や、特定の弁護士を選任した旨が記載されているのに選任届の提出がない場合は、次のとおり処理する。

ア 弁護士の特定がされていない場合には、保護者等に対し、付添人を至急選任した上で、付添人選任届を提出すること、及び付添人選任届が提出されない場合には、職権で国選付添人を選任する旨を連絡する。

イ 弁護士が特定されている場合には、当該弁護士に受任の有無を確認し、受任の意向である場合には、至急付添人選任届を提出してもらう。

ウ 数日が経過しても、付添人選任届が提出されない場合には、事後の処理につき、担当調査官と相談の上、主任裁判官の指示を得る。

(3) 任意的付添事件については、前記(1)の照会・確認の結果を踏まえ、国選付添人の選任につき担当調査官に相談の上、主任裁判官の指示を得る。原審の国選付添人を当審の国選付添人として選任し、又は弁護士会に国選付添人の推薦を依頼することとなった場合には、前記(2)と同様に事務手続を進める。

### 3 再抗告申立て理由の補充書、意見書

(1) 付添人が選任されたときは、その者に対し、再抗告申立て理由の補充書（対象者、保護者又は付添人からの再抗告の場合）又は反論の意見書（検察官、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長からの再抗告の場合）を20日以内に差し出すことができる旨の書面を簡易書留郵便により郵送し、その写しを記録につづっておく。

補充書又は意見書は、原本1通、写し2通の提出を求め、原則として期間の延長は認めない。

(2) 補充書又は意見書が提出されたときは、速やかに写しを担当調査官に提出し、原本を記録につづり込むとともに、相手方にも写しを送付し、原本に付記するなどして、これを記録上明らかにしておく。

### 4 一件記録の担当調査官への提出等

(1) 申立書受領後、速やかに担当調査官による新件チェックのため、一件記録を担当調査官に一旦提出する。

その際、付添人選任の要否等につき、必要に応じて担当調査官と相談する。

(2) 補充書又は意見書が提出された段階、あるいはこれらの書面が提出されないことが明らかになった段階で、再度、一件記録を担当調査官に提出する。

(3) 上記(1)の前までに下記書類の上部欄外にその標題を記載した附せんを貼付しておく。

鑑定書

原々決定

原決定

同謄本送達報告書

再抗告申立書

意見書（原審作成分、規則99条、91条2項）

再抗告理由補充書（提出された段階でつづり込む）

意見書（当審に提出されたもの、同上）

## 5 決定案及び国選付添人報酬等請求書の決裁

担当調査官から一件記録と共に草案（決定案・報告書）が担当書記官に送付されたときは、草案を精査点検した上、記録とともに主任裁判官に提出し、決裁を受ける。

この際に、国選付添人の報酬等につき、担当調査官の調査を経て報酬額等を記入した「国選付添人報酬等請求書」にも主任裁判官の決裁を受ける。決裁を受けた後の同請求書に関する手続は、上告事件の例による。

## 6 決定の告知と通知

(1) 再抗告審の裁判の告知の相手方は、対象者、保護者、付添人（複数いるときには、相当と認められる1人）のほか、①入院又は通院処遇事件においては検察官（検察庁送付簿による）、②退院又は入院継続処遇事件においては指定入院医療機関の管理者、③処遇終了、通院期間延長、再入院等処遇事件においては保護観察所の長である。

告知の方法は、対象者に対しては決定謄本の送達の方法により、他の者に対しては、決定写しを送付することにより行う。

(2) 以上のほか、次の通知等を要する。

① 原裁判所への通知

再抗告審の決定があったときは、刑訴規則276条、272条に準じて、原裁判所に対し、その結果を通知する。

② 指定入院医療機関の管理者への通知

次の決定があったときは、その旨を指定入院医療機関の管理者に対し、速やかに通知し、通知書の写しを記録につづるとともに、通知した旨及びその年月日を記録上明らかにしておく（規則100条）。

ア 対象者が入院決定により入院している場合（イの場合を除く。）において、再抗告審が当該入院決定を取り消したとき

イ 執行された入院決定を抗告審が取り消す決定をした場合において、

(ア) 再抗告審が上記取消決定を取り消したとき

(イ) 上記取消決定の執行が停止されたとき

(ウ) 上記取消決定の執行が停止されている場合において、再抗告棄却決定があつたとき、その他取消決定が確定したとき。

③ 法71条2項後段の地裁への差戻し・移送決定があつたときは、上記に加え、原々裁判所又は移送する裁判所に対し、決定写しを送付する。

④ その他の通知

法48条は、裁判所が法42条等の決定をした場合の申出があつた被害者等に対する通知を、規則64条は、法42条1項の決定をした場合の関係機関（厚生労働大臣から地方厚生局長への委任につき、厚生労働省令第118号参照）への通知を規定するところ、これらは再抗告審には適用されないが、は、前者につき、必要に応じて通知することが望ましい（刑裁資料284号194頁）。

(3) 当審で行った決定の原本は当審で保存する扱い（事件記録等保存規程、平成17年最高裁判所規程第7号）なので、記録には決定謄本と写しを綴り込む（少年再抗告事件と同じ扱い。）。

(4) その他、決定案について各裁判官の決裁を終了した後の手続は、上告棄却決定の例による。

## 7 再抗告の取下げ

(1) 入院している対象者は、指定入院医療機関の管理者等を経由して再抗告の取下書を提出できる（規則99条2項、90条1項）。

(2) 再抗告取下書が提出されたときは、担当調査官に速やかに連絡するとともに、取下書の上部余白等に主任裁判官の認印をもらう。

前記1(1)の再抗告申立ての通知同様の者に対し、速やかに通知書により取下げの通知を行い、通知をした旨及びその年月日を記録上明らかにしておく。

国選付添人が付いていた場合には、付添人の活動状況を聴取し、報酬等が生じているとき又はその可能性があるときには、前記5の後段に従い処理する。

#### 8 証拠物の取扱い（規則92条）

記録とともに証拠物が送付されてきたとき、及び担当調査官から証拠物の取り寄せの指示があったときは、上告事件の押収物の例に準じて取り扱う。

#### 9 記録等の閲覧・謄写

(1) 処遇事件の記録又は証拠物の閲覧・謄写は、裁判所の許可を受けた場合に限られるのが原則である（法32条1項）が、次の者による閲覧には許可は不要である（同条2項）。

- ① 付添人
- ② 檢察官（入院又は通院に係る審判の処遇事件に限る）
- ③ 指定入院医療機関の管理者若しくはその指定する医師（退院又は入院継続に係る審判の処遇事件に限る）
- ④ 保護観察所の長若しくはその指定する社会復帰調整官（通院期間の延長又は処遇の終了に係る審判又は再入院に係る審判の処遇事件に限る）

(2) 裁判所の許可を要する閲覧又は謄写の申し出があったときは、裁判官決裁票により各裁判官の決裁を受ける。なお、刑事事件に係る訴訟に関する書類について、裁判所が許可する場合は、あらかじめ、検察官の意見を聴かなければならない（規則48条）。

(3) 法32条2項による閲覧手続及び上記(2)の許可があった場合の閲覧・謄写手続は、上告事件の例による。

(4) 上記(2)が不許可となった場合は、閲覧を申し出た者に対してその旨を適宜な方法で告知し、記録上明らかにしておく。

#### 10 事件終了後の記録返還

事件が終了した記録は速やかに返還手続をとる。